

CALS/EC 資格制度管理委員会規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 CALS/EC 資格制度（該当資格としては Registered CALS/EC Instructor、Registered CALS/EC Expert の 2 種類があり、以下各々「RCI」、「RCE」という。）の適正かつ公正な実施を図るため、CALS/EC 資格制度施行規程第 24 条に基づきこの規則を定める。

(業 務)

第 2 条 CALS/EC 資格制度管理委員会（以下「管理委員会」という。）は、次の事項を所掌し必要に応じて一般財団法人日本建設情報総合センター理事長に報告するものとする。

- 一 事業計画及び実施報告の審議を行うこと。
- 二 収支予算及び収支決算の審議を行うこと。
- 三 登録資格及び更新登録資格判定基準に関すること。
- 四 登録更新のための講習の基本方針に関すること。
- 五 登録審査に関する諮問に答申すること。
- 六 その他資格制度の実施に関し重要な事項の審議を行うこと。

第 2 章 会 議

(議 長)

第 3 条 委員長は、管理委員会の議長となる。

2. 副委員長は、委員長を補佐し会務を処理する。委員長に事故あるときは、あらかじめ定めるところによりその職務を代理する。

(管理委員会の開催)

第 4 条 委員長は、必要に応じて管理委員会を招集する。

(委員の代理人の出席)

第5条 委員は委員の指名する代理人を出席させることができる。

(管理委員会の成立)

第6条 管理委員会は、委員の総数の3分の2以上の出席または委任状により成立する。

第 3 章 そ の 他

(秘密保持義務)

第7条 委員等は知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第8条 本規則に定めのない事項及び疑義を生じた事項については管理委員会が定める。

(附 則)

この規則は、平成13年6月18日から施行する。

この規則は、平成25年4月1日から施行する。